

政策調整会議の概要

開催日：H18.6.1

項 目

- 1 新経済成長戦略（案）骨子について【副知事】
- 2 県政改革の取り組み状況について【政策推進担当】

内 容

- 1 新経済成長戦略（案）骨子について【副知事】

副知事より、新経済成長戦略（案）骨子について概要説明があり、以下のとおり意見交換を行った。

〔説明概要〕

- ・ 国の方で「新経済成長戦略」を取りまとめている。3月には中間報告が示された。現在、最終報告に向け関係省庁と調整している段階である。
 - ・ 「新経済成長戦略」（本編）も手元にあるが、分厚い資料なので、「新経済成長戦略」（骨子）を説明する。平成19年度の県の新しい取り組みの参考としてもらいたい。
 - ・ 「新経済成長戦略」（骨子）は、（1）「新経済戦略」が目指すもの、（2）国際競争力の強化、（3）地域経済の活性化、（4）横断的施策、（5）日本経済の展望から構成されている。
- （1）「新経済戦略」が目指すものでは、
- ・ 「新」とは、人口が減少し始めたときにどのような対策が必要かということである。
 - ・ GDPの規模でいずれ中国にもインドにも譲ることが予想される中で、新しい価値を発信し「魅力ある日本」を示していくためにはどのような対策が必要であるかということである。
 - ・ 日本の20歳から34歳の「若手」の人口は、2020年には約31%減少することが見込まれている。人口減少下での「新しい成長」が課題となる。
 - ・ 少子化対策は継続していくことが重要だが、効果に現れにくいこともあり、人口が減少した時の対応を考えなければならない。
 - ・ GDPの7割を占めるサービス産業に着目し、もう一つの成長エンジンとして、製造業とサービス産業の「双発エンジン」へと切り替える事が必要である。アメリカは製造業からサービス産業に軸足を移し、「ものづくり」の空洞化が生じている。
 - ・ 最近のキーワードはイノベーション（技術革新だけでなく仕事の仕方の革新、新しいことを行っていくという意味）であり、これからの成長の鍵である。
 - ・ アジアとの協働であるとか地域のイノベーションが需要に繋がってくる。
 - ・ 改革の先に見える明るい未来として、これからの10年は「残された10年」である。人材を「人財」として捉え、「人財立国」を目指すこと。
を示している。
- （2）国際競争力の強化では、
- ・ 日本とアジアの成長の好循環
 - ・ 世界の「イノベーションセンター」として、リチウムイオン電池や次世代環境航空機を事例に国際競争力のある産業の育成、モノ作り中小企業の技術力の強化、地域資源のブランド化や新たな日本ブランドの推進
 - ・ ITによる生産性の向上
が示されている。
- （3）地域経済の活性化では、
- ・ 地域の特性を活かした新しい発想で地域経済の活性化に取り組む。このため、複数市町村圏単位（広域行政圏）での地域活性化の推進、新たな政策目標として「就業達成度」の設定、そのための基盤

整備

が必要となるとされている。

- ・ の話しでは、「広域経済圏でないと事業をおろさない。」となると、市町村合併後の地方では、対応し難いということ国に伝えている。
- ・ 「産業クラスター計画」では、本県分では本日、Z n O、F E L が採択された。地域密着型の技術としては、アイスラッグで魚を保存する技術や、高知大が研究しているピワの種からエキスをとって活用する技術も採択されている。
- ・ 地域活性化総合プランの実行では、これまでIT情報関連・航空・宇宙等のハイテクにつながる分野が中心であったが、今回は食品・繊維・木製品等地域にある技術に着目している。一次産業関連の地域資源を活用した生活関連製造業を支援していこうという動きとなっている。本県では特に注目すべきである。
- ・ この支援制度は、国が地方自治体に直接支援するものではない。地域のN P O、支援に取り組んでいる団体・企業を支援先に想定している。今のうちから、このような団体・企業を育成し受け皿の整備をしていくことが必要である。なお、受け皿として産業振興センターなどの外郭団体はグレーゾーンである。「地方は公的セクターしかない、支援先に加えるべき。」と国には指摘してある。
- ・ 資料の中に「地域の資源を活かした事業」として3つ例示されている。地域において新規に行いたい資源・事業については、このような国の説明資料に載せてもらうように積極的に売り込んでいくことが重要である。
- ・ 国も具体的な実例を欲しがっているので、積極的に情報発信しておけば、高知県の行いたい事業を実例として平成19年度の政策が作られ、採択もされやすくなる。
- ・ 「地域中小企業の活性化」は、もう一つの柱であり、目指すべき姿として注目が必要である。

(4) 横断的施策では、

- ・ ヒト：人材力のイノベーション、モノ：生産手段とインフラのイノベーション、カネ：金融のイノベーション、ワザ：技術のイノベーション、チエ：経営力のイノベーションが示されている。

(5) 日本経済の展望では、

- ・ 今回、新しくG N I (Gross National Income) という指標で示している。G N Iは所得・需要サイドからの視点で、G N P・G D Pは生産サイドからの指標である。海外資産の利子収入等が増加し、G N P・G D Pでは日本の経済を表せなくなった。

以上、これが「新経済成長戦略」(骨子)であり、是非、これから来年度の施策に向けての参考としてもらいたい。

〔主な意見〕

- ・ 高知発のアイデアを提案していくとすれば、いつまでに行う事が望ましいか。
6月～7月に本省に情報を入れることが必要である。各省庁は9月1日に予算を取りまとめて、財務省に提出して予算の審議に入るので、それまでに行う必要がある。(副知事)
- ・ 人口減少・少子高齢社会を念頭に置いて、また、2007年の団塊の世代対策として各省庁(総務省・経済産業省・国土交通省)に動きがある。政策推進課では近々、総務省に情報収集に行く予定である。先行的なモデル事業であれば通常より補助率が高い、若しくは100%補助というものもある。各部局が情報を収集して提案していくことを政策推進課から各部局及び東京事務所に呼びかけてもいいと考えている。
- ・ 子育て支援の事業で、国費100%の事業があり、現在、公募している。この情報を県庁関係部局及び東京事務所は知らなかったようだ。財政状況が厳しい中で、これからの県の役割としては、国の情報等をいち早く入手して、県内関係機関に情報提供していかないと予算の縮小と共に県の役割は無くなってしまう。(副知事)
- ・ 県を通らずに完結する政策も増えてきている。県を通らないから関係ないではなく、県内の企業や県民

に降りてくる情報はいち早く入手して情報提供する。県民・NPOでは申請書の書き方等の部分から支援することも必要である。(副知事)

- ・ 副知事からの提案も踏まえて、産業振興センターでは、一次産業と連携した技術について、工科大学・商工労働部等と連携し、取り組もうとしている内容や関係企業の取りまとめを行っている。できるだけ早い時期に経済産業省に提案していきたいと考えている。
- ・ 政策推進課から各部局へ、国へ提案していくこと促す文書を出したいと思う。「新経済成長戦略」(骨子) P13、地域活性化戦略の各論版が官庁速報5月29日付け「地域活性化戦略 経済産業省の少子高齢化時代の地域活性化検討委員会」にあるので参考としてほしい。

2 県政改革の取り組み状況について【政策推進担当】

政策担当理事より、県政改革への取組状況について概要説明があり、以下のとおり意見交換を行い、了承した。

〔説明概要〕

(1) 経緯

- ・ 平成13年5月10日 現職逮捕を受け、知事がコメント
- ・ 平成13年5月14日 知事・副知事が各部局に対して今後の改革案、意見を要請
- ・ 平成13年9月12日 「県政改革に向けての決意(6項目)」(庁議・調整会議メンバー)
- ・ 平成14年6月20日 「県政改革項目整理表(61対応策)」実施
- ・ 平成15年2月13日 「県政改革中間報告【総括表】」
- ・ 平成15年3月26日 地方裁判所の判決
- ・ 平成17年7月13日 【臨時庁議】「モード・アバンセへの融資に係る高松高等裁判所の判決」(平成17年7月12日)を受けて、知事の言葉
【全職員にメール配信】
平成13年9月12日「県政改革に向けての決意(6項目)」を忘れずに実行することが県庁としての償い。
6項目を実行すれば、政策判断過程に関わる事をおそれる必要は無い。
6項目を薄れさせずに日々の仕事の中で実行していこう。
- ・ 平成18年5月25日 企画会議で平成17年度後半からの点検・検討作業を踏まえて、県政改革の取組まための方向性についての協議・確認

(2) 取り組み状況の概要

全項目数6グループ、24課題であげた61対応策の内、「対応できている。」が48項目、「一部対応できている。」が11項目、「対応できていない。」が2項目となっている。判断基準は対応策として掲げた制度を作ったかどうかといった単純明快な部分で判断している。制度の実質的な運用状況までは考慮できていない。

対応状況別の取り組み事例

対応できている：48項目

取り組みの結果、条例や規則、指針などに繋がったものやシステムが確立された事例として、

- ・ 外部相談員制度の導入
- ・ 職務に関する働きかけについての取扱要領
- ・ 情報公開及び提供の推進に関する指針
- ・ 庁舎危機管理要綱・庁舎危機管理マニュアル

等がある。

一部対応できている：11項目

対応策の表現が抽象的で具体的な対策が取りにくいものや対象範囲が広すぎるなどによって、

一部分のみの対応となっている事例として、

- ・ 開かれた県庁づくり
- ・ 会議の議事録の公表
- ・ 執務環境のオープン化

等がある。

対応できていない：2項目

- ・ 対応できていない項目として2項目がある。「幹部職員の行動の公表」では、県庁内のイントラネットに予定を登録するシステムは出来ているが、県庁外に公開するまでに至っていない。「失敗事例を過度に追求される場合の保護システムづくり」では、「失敗」の範囲の特定や「過度に追求される場合」の判断基準が曖昧であり、制度化に至っていない。

新たに取り組みを始めたもの

- ・ 平成14年6月に示した対応策以外に、その後8項目について新たに取り組みを始めた。

(3) 今後の県政改革に向けて

これらの取り組みは、県政改革に向けての決意表明としてスタートしたものであり、その意志を風化させないことが必要である。本日の政策調整会議で以下の2点について諮りたい。

- ・ 1点目は、平成14年6月に設定した61対応策の評価はこれで良いか。
- ・ 2点目は、今後に向けて、評価が○・×の箇所については、何がどうして出来ていないのか、どうしたらいいのかなど、今後の具体的指針となる提案をもらいたい。また、とされている対応策についても、制度等はスタートしていても、実際の運用内容に問題がないか。更に、対応策を掲げて4年も経過しているので、今後に向けて全職場・全職員のより良い共通理解となる取り組みとして、再整理すべきものは再整理する。これらを再度企画会議に下ろして作業させたい。

〔主な意見〕

((3) 今後の県政課題に向けて)

- ・ 各項目の評価の○・×の評価は非常にグレーな部分がある。外部に公表する前には整理が必要である。
- ・ 形が出来ているかという評価であれば、今のままで良いと思う。難しいけれど評価の手法を考え直してそもそも論に戻り、実質的にその目的が果たされているかという部分が必要である。
- ・ 議事録の作成の部分では○が多いが、現実的には各課で議事録若しくは議事録的なものは作成されている。公開できる体制は出来ているにもかかわらず、HP公開や県民室への積極的な対応は出来ていないものが多い。「情報公開及び提供に関する指針」は制度として作っているが、その考え方から見た場合、実質的な効果が得られているといえるのか疑問がある。

(3)の2点目に提起したように、今後、企画会議に下ろして作業を進めることの確認をした。